

各務原市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要領

（令和7年2月21日決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、市内に住み着いている飼い主のない猫によるふんの被害等を軽減し、市民のより良好な生活環境を整えるため、地域猫活動を行うものに対し、公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を市が交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）さくらねこ さくら耳カットが施された猫をいう。
- （2）さくら耳カット 不妊手術が施術済みであること目の目印として、猫の耳先をさくらの花びらの形にカットすることをいう。
- （3）地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してその繁殖を抑制し、当該猫が一代限りの命を全うするまで、地域において適切に飼養管理を行っていく活動をいう。

（交付対象団体）

第3条 次の各号のいずれにも該当する団体は、チケットの交付の対象となる団体として、市長の登録を受けることができる。

- （1）市内で地域猫活動を行うボランティア団体、自治会その他の公益的な団体であること。
- （2）別世帯に属する2人以上の構成員から成る団体であって、当該構成員のうち1人以上が市内に居住していること。
- （3）多頭飼育崩壊現場において、多頭飼育者等への支援ができること。
- （4）その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

（登録）

第4条 前条に規定するチケットの交付の対象となる団体としての登録（以下「利用団体登録」という。）を受けようとするものは、各務原市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用団体登録の適否を決定し、各務原市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用団体登録審査結果通知書（様式第2号）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

（登録事項の変更）

第5条 利用団体登録の決定を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、各務原市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用団体登録事項変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（1）登録団体の名称

（2）登録団体の代表者の氏名、住所又は連絡先

（3）登録団体の構成員

（登録の抹消）

第6条 登録団体は、地域猫活動を終了するときは、各務原市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用団体登録抹消届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があった場合のほか、市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用団体登録を抹消することができる。

（1）地域猫活動の方法等が著しく不適當であるとき。

（2）第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

（3）その他チケットを交付の対象とすることが著しく不適當であると認めたとき。

3 市長は、前項の規定により利用団体登録を抹消したときは、各務原市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用団体登録取消通知書（様式第5号）により当該抹消を受けたものに通知するものとする。

（チケットの交付対象）

第7条 登録団体は、市内に住み着いた飼い主のない猫に地域猫活動による不妊手術を施そうとするときは、当該不妊手術について、チケットの交付を受けることができる。ただし、不妊手術を施そうとする猫が、当該不妊手術より前に保護、譲渡又は飼育をされることが決まっている猫である場合その他市長がチケットの交付が適当でないと認める場合を除く。

（チケットの交付条件）

第8条 チケットの交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公益財団法人どうぶつ基金が作成した「行政枠さくらねこ T N R 事業 協働登録申請書 改訂版」の同意事項（市に対する同意事項を除く。）を遵守すること。
- (2) 登録団体が運営するホームページ（ホームページを運営していない場合は、SNS 等）に「行政枠さくらねこ T N R 事業 協働登録申請書 改訂版」の同意事項第 9 項の内容を掲載すること。
- (3) 前条規定するチケットの交付の対象となる猫以外の猫に対してチケットを使用しないこと。
- (4) チケットを使用して不妊手術を施した猫が保護、譲渡又は飼育をされることとなったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) チケット及びチケット使用権を譲渡し、転売し、及び第三者への再配分をしないこと。
- (6) チケットを使用した上で当該使用に係る金銭等を請求しないこと。
- (7) チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、責任もって対応すること。
- (8) チケットの利用に当たり別途要した費用は、自己負担で対応すること。
- (9) 餌は時間、場所及び対象の猫を決めて、必要な量だけを与えること。
- (10) 置き餌はせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片づけること。
- (11) ふんの回収・清掃を行い周辺の清潔を維持すること。
- (12) 不妊手術の際にはさくら耳カットを行うことに同意すること。
- (13) さくらねこは不妊手術済であることを必要に応じて近隣住民に説明し、さくらねこが地域で命を全うするまで見届けてもらえるよう理解の普及に努めること。
- (14) 猫の病院への運搬等は申請者及び団体の構成員が行い、チケットの猫運搬者欄に記名すること。

（チケットの交付申請）

第 9 条 登録団体は、第 7 条の規定によりチケットの交付を受けようとするときは、各務原市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて、不妊手術の予定日の前々月の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第 6 号別紙）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第 7 条に規定する要件を満たすと認めたときは、チケットを交付しなければならない。ただし、

申請されたチケットの枚数が公益財団法人どうぶつ基金から市に対して交付されたチケットの枚数を上回るときは、不足分のチケットを交付しないことができる。

- 3 市長は、チケットを交付することを決定したときは各務原さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定通知書（様式第7号）により、交付しないこととしたときは各務原市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）不交付決定通知書（様式第8号）により、当該申請をした登録団体に通知するものとする。

（チケットの利用報告等）

第10条 登録団体は、チケットを利用し不妊手術を施したときは、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、利用していないチケットがあるときは、これを併せて返却しなければならない。

（1）不妊手術前の猫の全体写真及び顔の写真

（2）不妊手術後の猫の顔の写真（さくら耳カットが確認できるもの）

（3）給餌場の様子、トイレの設置状況が分かる写真その他地域猫活動の様子が分かる写真

（4）給餌場及びトイレの位置が分かる活動場所の地図

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定を受けた登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は第9条第2項の規定にかかわらず当該登録団体に対するチケットの交付を行わないことができる。

（1）虚偽その他不正な行為によりチケットの交付を受けたとき。

（2）法令又はこの要領若しくは第8条に規定する交付の条件に違反したとき。

（3）その他チケットの利用について著しく不適切な行為があったとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、各務原市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するとともに、交付したチケットの全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合において、登録団体が既にチケットを使用して不妊手術を実施しているときは、登録団体は、公益財団法人どうぶつ基金へ手術費用を返金するものとする。

（多頭飼育救済支援）

第12条 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合であって、必要と認めたときは、公益財団法人どうぶつ基金が行う多頭飼育救済支援（行政枠）（以下この条にお

いて「多頭飼育救済支援」という。)の利用の申請を行うものとする。

(1) 多頭飼育崩壊（不適切かつ無秩序な飼い方によりペットが異常繁殖し、適正な飼育が不可能となることをいう。）により周辺に被害が及んでいることが明らかな場合

(2) 多頭飼育を行う本人又はその家族（別居の家族を含む。）（以下この条において「多頭飼育者等」という。）から援助の要請があり、福祉関係者等が相談を受けている場合

(3) 多頭飼育者等が多頭飼育救済支援の利用について理解し、及び同意している場合

2 前項の規定により申請した多頭飼育救済支援の利用が決定したときは、登録団体は、多頭飼育者等に協力し、チケットを使用して当該申請に係る猫に不妊手術を施し、その後の給餌方法、トイレの設置等について必要な指導を行うものとする。

（免責）

第13条 市長は、この要領の規定により交付したチケットにより施された不妊手術に関連して生じた事故等について、一切の責任を負わない。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。